| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|--------------------|--|---|
| 表題 | <u>治験薬の</u> 温度管理に関する手順書 | <u>治験における</u> 温度管理に関する手順書 |
| 1. 目的(1) | 治験使用薬(以下、治験薬。)の温度管理及び記録が、 | 治験使用薬(以下、治験薬。) <u>、治験使用機器及び治験用検体</u> の 温度管理及び記録が |
| 2. 適用範囲(1) | 治験薬のうち当院の臨床研究センターにて、保管する治験薬を対象とする。ただし、治験薬管理者が保管場所を別に認める場合は、この限りではない。 | 当院の臨床研究センターが保管・管理する治験薬、治験使用機器 及び治験用検体を対象とする。 |
| 2. 適用範囲(2) | 治験依頼者が定める <u>治験薬管理手順書</u> で | 治験依頼者が定める <u>手順書等</u> で |
| 3. 依頼者への本手順書の提示(1) | 当院が新規治験を受領する際には、事前に治験依頼者に本手順書を提示し、承諾を得る。 | <u>本手順書は当院ホームページに公開することをもって治験依頼者</u> への提示とする。 |
| 4. システム要件(2) | <u>設置場所は、臨床研究センター内とし、</u> 各機器の名称は以下のと おり。 ・中継機: <u>OD-CGW-3002</u> ・センサ・ボックス: <u>OD-</u> OnDoll-Sensor ・ブザー: <u>OD-</u> アラート・ブザー ・クラウド: <u>OD-</u> OnDoll-Cloud | 各機器の名称は以下のとおり。 ・中継機: Computer GateWay ・センサ・ボックス: OnDoll-Sensor ・ブザー: アラート・ブザー ・クラウド: OnDoll-Cloud |

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|------------------------|---|--|
| 4. システム要件(5) i) | i)計測された温度が以下の許容範囲を超えた場合とする。 <u>室温:2.0~29.0℃ 冷所:3.0~6.0℃ (注釈:治験薬の許容範囲</u> より狭く設定) | i)計測された温度が以下の許容範囲を超えた場合とする。 室温1 (ID:1100):2.0~29.0℃ 室温2 (ID:1103):16.0~29.0℃ 冷蔵庫1(ID:1101):3.0~6.0℃ 冷蔵庫2(ID:1102):3.0~6.0℃ 検査室冷蔵庫(ID:1105):2.0~8.0℃ 検査室冷凍庫(ID:1106):-40.0~-21.0 |
| 5. 温度逸脱時の対応(1)2. 夜間・休日 | 治験薬管理者は、異常検知メールにより温度逸脱を認知した場合、施設課に連絡し付属のブザーの停止及び状況確認を依頼する。状況確認の結果、原状回復に向け対応が必要な場合は、治験薬管理者は直ちに病院に赴き必要な対応を行う。 | 治験薬管理者は、異常検知メールにより温度逸脱を認知した場合、 i)臨床研究センターに設置した温度センサ逸脱の場合は、施設課に連絡し付属のブザーの停止及び状況確認を依頼する。 ii)検査部に設置した温度センサ逸脱の場合は、輸血部当直者に連絡し、状況確認を依頼する。また、温度逸脱が継続している場合は、施設課に連絡し臨床研究センターに設置した付属のブザーの停止を依頼する。 i)又はii)の状況確認の結果、原状回復に向け対応が必要な場合は、治験薬管理者は直ちに病院に赴き必要な対応を行う。 |